

## 戰國策諸篇における紀年の問題

緒形暢夫

### 〔一〕 序 言

言うまでもなく、戰國策は中國の戰國時代各國における幾多事變をめぐる縦横家言を蒐録したものであり、それは東周策以下およそ三十三篇に整理されている。この書は、かつて司馬遷が史記述作に當り依據した資料のひと傳えられる(1)ものであり、當時の人心の動向、あるいは各國の動靜を窺う上からも好箇の書と目される。そして、遷が併せ依據したとされる諸書の内、特に戰國時代にも關連する書、すなわち「世本」が散佚(2)している今日、この書は殆んど唯一の資料として極めて重要視されることである。

さて、この戰國策の成立に就いては、漢書藝文志に、「戰國策三十三篇」(六略略)(春秋)とのみある如く、その作者、時期は確としない。ただ史記田澹列傳(3)・漢書蒯通傳(4)等には、戰國時代説客の策言等論纂のことが見られるのであり、従つて、楚漢争覇のころ、蒯通等によつて成つたものと見做される(5)。他面、これが傳來に就いては、西漢の劉向の序に、「戰國策書、中書餘卷、錯亂相揉莠。又有國別者

八篇、少不足。臣向因國別者、略以時次之。分別不以序者以相補、除複重、得三十三篇。…或曰長書、或曰修書。臣向以爲、戰國時游士輔所用之國、爲之策謀。宜爲戰國策」とあることや、宋の曾鞏の序に、「劉向所定戰國策三十三篇、崇文總目稱十一篇者闕。臣訪之士大夫家、始盡得其書。…」とあることにより、宋代以前の流れを窺うことが出来、さらには、宋の鮑彪・元の吳師道等の序によつて、現存諸種の版本、すなわち高誘注の佛を残す姚氏本戰國策(6)、あるいは鮑彪が改變した編次に従う吳師道の校注本、その他戰國策譚榘等現行諸本の流れを見ることが出来るものである。

ところで、この戰國策の記述には、紀年の缺除、あるいは文字・文章の錯亂等、少なからず不備な點が見出だされる。蓋し、これらは専ら策計のみを事とした成立時の世相の反映、あるいは諸篇が錯亂重複した編纂時の事情等の然らしめたところと推測される。かかる原因はともあれ、本書の史的意義が重要視される今日においては、これら諸點の不備、就中、紀年の缺除は、一段と注目されるところで

ある。もちろんすでに先の鮑彪・吳師道の注、あるいは先人の一般的史實考證等々において、直接的乃至間接的に、紀年の指摘なり推定なりが試みられている。併しながら、それら諸見解は戰國策全章に及ぶものではなく、かつ諸説に齟齬する箇所が多く、従つて、無條件では依據し切れぬ憾みを残している。こうしたことからして、かかる紀年の考定は、今日、戰國策におけるもつとも重視すべき問題であると痛感されるのであり、同時にまた容易ならぬ問題であるとも豫測される。

本稿は、かかる觀點から戰國策中、特に問題のある數章、すなわち「雍氏の役」に關する諸章を例として採り上げ、それらの紀年の考察を通じて問題の具體的様相を窺わんとするものである。

なお底本としては、刻川姚氏本戰國策(黃氏鑿)を以てし、戰國策校注(四部叢刊)等は、適宜参照することにした。

## 〔二〕 「雍氏の役」に關する諸章の紀年について

ここにいう「雍氏の役」とは、楚が韓の要地「雍氏」を攻圍した事變を指す。この事變に關して、韓策には「楚圍楚氏五月」章をはじめ三章あり、また東・西周策にはそれぞれ一章ずつ見えるものである。蓋し、この「雍氏の役」は、韓の「雍氏」をめぐつて、楚の侵略、秦の介入があり、

さらには東周へも波及したものであり、戰國の大勢上、注目すべき大事の一と見做される。しかも、他面、戰國策を同じ一事變名で五章にわたるものは極めて稀であり、かつこれらの紀年をめぐつては、古來諸説紛紛としているものである。従つて、これら一連の諸章は、本稿の目的上、十分な條件を具える對象の一環と言えるであらう。

まず韓策の「楚圍雍氏五月」章とは、  
A、楚圍雍氏五月、韓令使者求救於秦。冠蓋相望也。秦師不下轂。韓又令尙靳使秦。謂秦王曰、韓之於秦也、…、宣太后謂尙子曰、妾事先王也、…、甘茂入言秦王曰、…、今雍氏圍而秦師不下轂、是無韓也。…、秦王曰、善。果下師於轂、以救韓。(戰國策卷第二)  
の如きものである、韓策の他の二章は、この章の直後に見える、

B、楚圍雍氏。韓令冷向借救於秦。秦爲發使。公孫昧入韓。公仲子曰、子以秦爲將救韓乎。其不乎。對曰、秦王之言曰、請道於南鄭・藍田、以入攻楚、出兵於三川、以待公。殆不合軍於南鄭。公仲曰、奈何。對曰、秦王必祖張儀之故謀。…、甘茂與昭獻遇於境、其言曰、收輿。其實猶有約也。公仲恐曰、然則奈何。對曰、公必先韓而後秦、先身而後張儀。公不如亟以國合於齊楚云々。(右同)  
の如きものと、右二章より數章後にある、

C、冷向謂韓咎曰。幾恐亡在楚。楚王欲復之甚。令楚兵十

餘萬在方城之外。臣請令楚築萬家之都於雍氏之傍。韓必起兵以禁之、公必將矣。公因以楚韓之兵、奉幾瑟而內之、幾瑟得入而德公、必以韓楚奉公矣。(柳)

の如きものである。次に周策におけるものは、

D、楚攻雍氏。周糗、秦・韓。楚王怒周。周之君患之。爲周謂楚王曰、以王之強而怒周、周恐必以國合於所與粟之國。則勁王之敵也。故王不如速解周恐。彼前得罪而後得解、必厚事王矣。(戰國策卷第)

E、雍氏之役、韓徵甲與粟於周。周君患之告蘇代。蘇代曰、

何患焉。代能爲君令韓不徵甲與粟於周。又能爲君得高都。

周君大悅曰、子苟能、寡人請以國聽。蘇代遂往見韓相國公中曰、公不聞楚計乎。昭應謂楚王曰、韓氏罷於兵、倉廩空、無以守城。吾攻之以饑、不過一月必拔之。今圍雍

氏五月、不能拔。是楚病也。楚王始不信昭應之計矣。今公乃徵甲與粟於周、此告楚病也。昭應聞此、必勸楚王、

益兵守雍氏。雍氏必拔。公中曰、善。然吾使者已行矣。代曰、公何不以高都與周。公中怒曰、吾無徵甲與粟於周、亦已多矣。何爲與高都。代曰、與之高都則周必折而入於

韓。秦聞之必大怒而焚周之節、不通其使。是公以弊高都、得完周也。何不與也。公中曰、善。不徵甲、粟於周、而與

高都。楚卒不拔雍氏而去。(戰國策卷第)

の如き二例である。

さて、一見して明らかなく、右諸章はひとしく紀年を

缺くものである。譲つて、これら諸章を比較検討すると、

具體的内容なり、讓成された雰囲気なりで、多分に關連が見出だされるのであるが、反面、また少なからざる相違も

看取される。例えば、(イ)各章同一事變名を共有する。(ロ)それぞれに事實をめぐる各國の思惑なり、人心の動向なりを示すものがある。(ハ)「A」・「B」には、秦の客將甘茂の名が見える。(ニ)「A」・「E」には、雍氏攻略が五ヶ月に及んだ旨が見える等は、全章あるいは一部の章における共通點として指摘される。反面、(イ)「A」・「B」は、韓が秦に救

いを求めたことを示すが、「A」は韓の態度が秦一邊倒であつたことを思わせるのに對し、「B」は韓の秦に對する批判的態度を傳える。また甘茂の名は共通するにせよ、「A」に見える「宣太后」・「先王」は、周赧王八年以後を意味する

のに對し、「B」で話題とされた張儀は、その卒年により周赧王五年までを意味する(史記蘇秦列傳)。年により周赧王五年までを意味する(史記張儀傳)。年により周赧王五年までを意味する(史記蘇秦列傳)。

「D」・「E」は、周(注)が韓に對する物資提供の面で、それぞれ相反した結果を傳える等は、諸章における相違點として指摘される。なお「C」は、楚に亡命中の幾瑟を迎えんとした一部韓人等の畫策を傳えるが、このままでは、前

四章との關連の有無は斷じ難い。こうしてみると、上掲五章は、同一時のそれが異時のそれか、内容上斷定し難いことが明らかである。つれて、特に諸章のより深き意義の理解、さらには「雍氏の役」の史的意義把握の上から、改め

て除外している紀年が注目される次第である。

ところで、かかる紀年について、鮑彪注では、「A」を「此十二年」、「B」・「C」を「記十二年有」、「D」・「E」を「赧王十五年」とし、吳師道注では、「C」・「D」・「E」には言及しないまでも、「A」を「圍雍氏見周策」、「B」を「此章宜在前」・「鮑序次誤」としている、すなわち、鮑彪は五章すべてを韓襄王十二年、周赧王十五年と見做したのに對し、吳師道は紀年こそ明示しないが、すべてを赧王十五年とする見解ではないかの如くである。さらに言うならば、「A」・「B」については鮑説を認めぬが故に注を付し、「C」・「D」・「E」については鮑説と同見解、もしくは特別の配意に因つて言及を避けたものかとも思われる。

## 二

上述の如き五例、並びに鮑・吳の注を見比べるのみでは、諸章に問題があることは認められても、またそれが憶測を逞しう出来ても、一向に紀年の問題は解決されない。もちろん、古來、特に宋以後、戰國策におけるそれというよりも、むしろ史記における大事の一環としての「雍氏の役」考究は、少なからず試みられ、かつそれらは諸説紛々として今日に至つているものである。ここでは、論述の便宜上、まず上掲五章における紀年考定を行ない、然る後、それら諸説を參考として掲げたいと考える。

さて、考定上對比さすべき書としては、一般的には先秦

諸書・史記・竹書紀年等が考えられる。が、この「雍氏の役」に關しては、史記・竹書紀年、就中、前者が特に注目される。言うまでもなく、この史記は司馬遷が當時所傳の諸資料に據つて述作したところであり、従つて、その記事はもとより、その紀年は批判の餘地こそあれ、無視出来ないものと考ええる。そして具體的には、(一)年表をはじめ、(二)「雍氏」を領有した韓の動向を説く韓世家、(三)この役に介入した秦、あるいは當時東方の雄であり、かつ「A」で話題に上つた齊、それぞれを説く秦本紀・田敬仲完世家、(四)問題が波及した周の表情を傳える周本紀、さらには甘茂列傳に、それぞれこの事變の一斑を見ることが出来るものである。

まず六國表であるが、この年表には、「雍氏の役」の語は見られず、ただ秦・楚・韓の交戰の事が指摘されている。すなわち、それは、

(一) (韓宣惠王二十一年) 秦助我攻、圍景座。

(秦惠王十三年) 庶長章擊楚、斬首八萬。

(楚懷王十七年) 秦敗我將屈匄。

(秦昭王七年) 擊楚、斬首三萬。

(楚懷王二十九年) 秦取我襄城、殺景缺。

の如く、周赧王三年及びその十五年に見ることが出来る。次に韓世家では、

(二) (宣惠王二十一年)、與秦共攻楚、敗楚將屈匄、斬首八

萬於丹陽。是歲宣惠王卒、太子倉立。……十年、太子嬰朝秦而歸。……)

十二年、太子嬰死。公子咎、公子蟻蟲爭爲太子。時蟻蟲質於楚。蘇代謂韓咎曰、蟻蟲亡在楚。楚王欲內之甚。今楚兵十餘萬在方城之外。公何不令楚王築萬室之都雍氏之傍。韓必起兵以救之、公必將矣。公因以韓、楚之兵、奉蟻蟲而內之、其聽公必矣。必以楚、韓封公也。韓咎從其計。楚圍雍氏、韓求救於秦。秦未爲發、使公孫昧入韓。公仲子曰、子以秦且救韓。對曰、秦王之言曰、請道南鄭、藍田、出兵於楚以待公。殆不合。公仲子曰、子以爲果乎。對曰、秦王必祖張儀之故智。……甘茂與昭魚遇於商於。其言收翼。實類有約也。公仲恐曰、然則奈何。……曰、公必先韓而後秦、先身而後張儀。……公之所惡者張儀也。於是楚解雍氏圍。

の如く、「雍氏の役」を韓襄王十二年つまり周赧王十五年の事變として傳える。ところで、この文の前半は「C」に、後半つまり「楚圍雍氏」以下は「B」にはば合致している。そこで、先の「C」は韓の太子争いを背景としたものであり、その紀年は韓の太子の卒年、つまり右の韓の襄王十二年であつたと推定される。次に、この後半つまり「B」は、一見前半と合して一事の終始を傳える如くではある。併しながら、仔細に之を見れば、後半には周赧王八年以前を示す秦の甘茂の名が見えたり(史記甘茂傳參照)、さらには赧王五年

以前を思わせる張儀の名(前)も見られる。してみると、前半後半は、實は異時の二事と見るべく、しかして後半つまり「B」は、他の資料をまつてその時期を考定すべきものと思われる。

次に、秦本紀並びに田敬仲完世家を見ると、  
(三) (秦惠十三年) 庶長章擊楚於丹陽、虜其將屈匄、斬首八萬。又攻楚漢中、取地六百里、置漢中郡。楚圍雍氏。  
(秦本紀)

(齊潛十二年) 楚圍雍氏。 (田敬仲完世家)

の如くあり、従つて「雍氏の役」は周赧王三年にも生じたことが知られる。ところで、「C」を除く上掲四章に目を轉ずると、「A」は、赧王八年またはその後を意味する「宣太后」「先王」という語があることから、ここには該當させ難く、また「D」「E」は、その資料上、ここで論及するには尙早である。ただ「B」は、右にも見た如く、「C」と結合し難いものであり、しかもその條件(前)上、この三年に該當すると見て差支えないと考えられる。

次に周本紀を見ると、  
(四) (赧王八年) 秦攻宜陽、……。

東周與西周戰、……。  
楚圍雍氏。韓徵甲與粟於東周。東周君恐、召蘇代而告之。代曰、君何患於是。臣能使韓毋徵甲與粟於周。……。  
の如くある。すなわちこの本紀からすると、「雍氏の役」は

赧王八年にも生じたと思はされる。そして、この文とほぼ合致する周策の「E」は、赧王八年のことと推定される。ここでさらに「A」に登場した甘茂に關する列傳を見ると、

楚懷王怨前秦敗楚於丹陽、而韓不救、乃以兵圍韓雍氏。韓

使公仲侈告急於秦。秦昭王新立、太后楚人、不肯救。公仲因甘茂、茂爲韓言於秦昭王曰、……。秦王曰、善。乃

下師於魏以救韓。楚兵去。

とある。これはまさに「A」に合致するのであり、この文における「秦王新立」・「太后楚人」という語と、秦本紀の「昭襄王元年：甘茂出之魏」・「昭襄母、楚人。姓聃氏。號宣太后」等の諸句とを照合すると、「A」の役も、やはり秦昭王新立の年つまり周赧王八年に生じたものと考えられる。

史記所見の關係資料は、ほほ以上で盡きる。ここで暫く目を竹書紀年に轉じたい。言うまでもなく、この竹書紀年は、晉初發掘された周末魏の史記であり、それを親見した杜預をはじめ、幾多先人により先秦諸書校勘の有力な資料と目され來つたものである。但し、すでに散佚し、今日では諸注釋引用文乃至その輯佚書を通して、その舊に斷片的に接し得るのみではある。さて「雍氏の役」に關して、これを徵すると、まず韓世家集解に、

(五) 徐廣曰、秦本紀、惠王後元十三年、周赧王三年、楚懷王十七年、齊湣王十二年、皆云楚圍雍氏。紀年於此亦說楚景翠圍雍氏。韓宣王卒、秦助韓共敗楚屈丐。云々。

とあることから、周赧王三年に當る一條を見るのが出來、さらにこれより數句の後に、

(六) 徐廣曰、……此當韓襄王十二年、魏哀王十九年、紀年於此亦說楚入雍氏、楚人敗。云々。

とあることから、周赧王十五年にもまた一條記載されていたことが知られる。この點、王國維氏の「古本竹書紀年輯校」にも、「今王七年楚景翠圍雍氏。」(史記韓世)・「(今王十九年)楚入雍氏、楚人敗。」(史記韓世)と輯録されているところである。従つて、これは史記の紀年と齟齬するものではなく、むしろ一部ではあるが、それを裏付けているものと言へるであらう。

以上對比し考察し來つたところを要約すると、上掲戰國策諸章の内、「A」は周赧王八年、「B」は同じく三年、「C」は同じく十五年のことに屬し、「D」・「E」の内、「E」は同じく八年、「D」は同じく三年(これは「E」と内容が反するし「D」とは内容上、關連を見出だし難いことによる)のことであつたと、ほほ考定して差支えない。なお、かくの如く考定すると、刻川姚氏本つまり高誘注の舊を傳えるという書の編次で、「C」が「A」・「B」に比して數章後に見えることも、すなわに諒解されるものである。

次に、かかる考定に關連して、この役に關する先人の見解を見ると、その主なものでは、劉宋の裴驥、唐の張守節、宋の呂祖謙、清の馬驍、同じく梁王繩、同じく林春溥等の諸説があげられる。そして、これら諸説は、(1)赧王九年の

一役と見るもの、(2)赧王三年・十五年の二役と見るもの、(3)赧王三年・八年・十五年の三役と見るもの、の三種類に大別することが出来る。すなわち一役とするものは、

(1) 其實圍雍氏、止有一役。…周紀書于赧王八年之後。

次年即秦昭元年。故茂傳云、昭王新立、太后楚人、不肯救韓。茂爲言于王。乃下師救以救之。…皆昭王元年事也。

然則圍雍氏一役、其在赧王九年・秦昭元年・韓襄六年・

楚懷二十三年乎。(聚玉繩、史記志疑卷四)

の如き説がそれであり、さらに二役とするものは、

(2) イ 徐廣説：此卷所云、襄王十二年韓咎從其計以上、

是楚後圍雍氏赧王十五年也。又説楚圍雍氏以下、是楚前

圍雍氏赧王三年事。(裴駰、史記韓世家集解)

□ 自此已上十二年、並是楚後圍雍氏赧王之十五年一

段事也。前注徐廣云、…徐説非也。徐見下文云先身而後張儀、及公之所惡者張儀也、言張儀尙存。楚又兩度圍

雍氏、故生此前後之見、甚誤也。(張守節、史記韓世家正義)

ハ、(赧三年)楚景翠韓雍氏。韓宣惠王薨、子倉立。此

爲襄王。秦庶長、樗里疾帥師、救韓敗楚。(韓世家)

(赧十五年)韓太子嬰卒。楚圍韓雍氏、將納公子蟻蝨爲

韓太子。(以世家及注修)

韓微甲與粟於東周。(以本紀、四項讀、大車記卷四)

の如き諸説あり、三役と見るものは、

(3) イ、楚圍雍氏有三。其一則秦惠王後十三年、秦韓敗楚

屈匄、楚圍雍氏、…在赧王三年。其二則秦武王死、昭王初立。…戰國策韓令使者求救于秦・及微甲於周、即此役也。在周赧王八年。其三則韓襄王十二年、公子咎與蟻蝨爭國、遂令楚圍雍氏。在赧王十五年。(馬國翰、韓世家、卷四十六)

□、(赧王三年)楚圍韓雍氏。秦使庶長疾助韓攻楚。

楚圍雍氏。韓求救於秦。秦未爲發。公孫昧入。韓公仲曰、

…韓世家

(赧王八年)楚懷王怨前秦敗楚於丹陽、而韓不救、乃以

兵圍韓雍氏、韓使公仲…(茂、韓世家) 楚圍雍氏。韓微甲與粟於

東周。…(周本紀參、周策)

(赧王十五年)韓太子嬰死。公子咎・公子蟻蝨爭…(韓世家、紀年卷三、四)

の如きものがそれである。

さて、如上の諸説の内、三役と見るものは、しかく考定

した經緯の細部は確認し難いが、一部つまり「D」を除いては、ほぼ本稿と同様の觀點に立つたものと推測される。

また、一々二役と見るものは、關係資料のいづれかを特に

重視し、その見地から考定したものとすることが出来るであらう。なお、ここにおいて、つまりかかる諸説との關連

において先の戰國策注における鮑彪・吳師道の態度は、一

段と闡明にすることが出来るであらう。すなわち鮑彪は、主として韓世家を重視する見地を固持したものと認められ、

その態度は張守節・梁玉繩に通ずるものと言えるであらう。

	赧 15	赧 9	赧 8		赧 3	(六國表) 周			
	襄 12	襄 6	襄 5		宣惠 21	(同上) 韓			
	昭 7	昭 1	昭武 4 立殺		惠 13	(同上) 秦			
	懷 29	懷 23	懷 22		懷 17	(同上) 楚			
	潛 24	潛 18	潛 17		潛 12	(六國表) 齊			
	潛 (竹書紀年) 1	潛 (通鑑) 14	潛 (通鑑) 7		潛 (通鑑) 2	(その他)			
	魏哀王十九年、紀年 於是亦說楚入雍氏 楚人敗。(同右集解)	(襄王十一年)太子嬰 死、公子咎、公子蟻 蝨爭太子。(史記韓世家)	楚懷王怨前秦敗楚於 丹陽、而韓不救、乃 以兵圍韓雍氏。(史記 甘茂傳) (赧王八年)楚圍雍 氏。韓徵甲與粟於東 周。(同右周本紀)	宣惠王二十一年、與 秦共攻楚、敗楚將屈 丐、斬首八萬於丹陽。 (史記韓世家) 潛十一年、楚圍雍氏。 (同右田完世家) 十三年、庶長章擊楚 於丹陽、楚圍雍氏。 (同右秦本紀) (今王七年)楚景翠圍 雍氏。(日本竹書紀年) (韓世家集解引)	宣惠王二十一年、與 秦共攻楚、敗楚將屈 丐、斬首八萬於丹陽。 (史記韓世家) 潛十一年、楚圍雍氏。 (同右田完世家) 十三年、庶長章擊楚 於丹陽、楚圍雍氏。 (同右秦本紀) (今王七年)楚景翠圍 雍氏。(日本竹書紀年) (韓世家集解引)	主要資料			
	C「冷向謂韓咎」 章 (卷二十七韓二)		A「楚圍雍氏五 月」章 (卷廿七韓二) E「雍氏之役」章 (卷二十四周)		B「楚圍雍氏、韓 令冷向」章 (卷廿七韓二) D「楚攻雍氏」章 (卷一東周)	戰國策			
E A(B) ・ B(O) ・ C・ D・ (鮑彪注)	(C) (史記集解)(釋史) (戰國紀年) (以上大事記)	韓太子嬰卒。楚圍 雍氏。以世家及注 修。 韓徵甲與粟於周。 以本紀修。	A・E(釋史) (A)・(E)・D(戰國紀 年)		B (史記集解) (戰國紀年)	備考 付城は戰國策の文。 (印)は史記の文。			



これに對して、吳師道の見解、つまり「B」・「A」の序次批判に、「C」・「D」・「E」における鮑説默認はもちろん、さらに「A」において周策を指摘しつつも（つまり周本紀の赧王八年を意に懸けつつも）、周策においては鮑説（赧王十五年とするもの）を默過したのは、まさに右の呂祖謙説を重視した態度によると理解されるのである。

以上考察し論述し來つたところを要約すると、ほぼ表の如く整理される。

### 〔三〕 結 語

先に私は「戰國時代における生命意識」について考察した<sup>(註)</sup>結果、次の三精神を當時の思潮の特色として指摘することが出來た。すなわち、その一は傳統的精神つまり前代以來の禮制を重視したものであり、その二は游俠的精神つまり人情を重んじ生命を賭して人の厄困に赴いたものであり、その三は游説的精神つまり權勢を重視し身を強國に委ね弱肉強食を事としたものである。そして、これら三精神がそれぞれ弱小諸國（傳統的精神）、齊（游俠的精神）、秦（游説的精神）を中心として躍動した地域の様相と、傳統的精神から游俠的精神、そしてさらに游説的精神へと轉變した時期的様相とは、まさに戰國時代全事象の樞軸乃至源泉としてその意義を認めることが出來た。

ふりかえつて、本稿で論述したところを見れば、かかる

戰國時代思潮との関連において、また少なからざる意義が見出だされる。すなわち論述の結果、「雍氏の役」は赧王三年・八年・十五年の三次にわたつて繰返され、かつ諸章はそれぞれそれら各次の役における一断面と考定された。蓋し、大事に面した韓が、秦の救援を期待しつつもなお、齊（及び楚）との連合を畫したと傳える「B」が三年に、またその秦一邊倒を傳える「A」が八年と見られることは、まさに韓の思潮が游俠的精神から、游説的精神に變ぜんとした轉機、並びにその一様相を示すものと見做される。これは他面、前述の戰國大勢を語る具體的一事象とも言えるであらう。また、十五年に當る「C」は、楚にある幾瑟を迎えんとした韓人一部の畫策を傳える。もちろんこれが計謀は烏有に歸したのであり<sup>(註)</sup>は「史記紀年には楚人故」とあり、韓世家に「韓立爲君」とあり、これはまた韓に對する楚勢力の後退、秦の壓力の増大を思わせる關係資料として、右の轉機末における一事象と見做される。なおまた周の韓への物資の提供を傳える「D」が三年に、そして提供を盡りそれがための奔走を傳える「E」が八年と見られることは、秦の強大化につれ、急激に列國たる生彩を失ないつつあつた韓勢力の側面を語るものと思われる。

之を要するに、上掲五章は、「雍氏の役」をめぐる各國人心の動向を語り、韓における游俠・游説兩精神の消長、轉機の一環を示し、ひいては戰國の趨勢を裏付けるものであり、

それらの示す意義は極めて大と見做される。そしてかかる意義をより闡明ならしめた契機、すなわち各章における紀年の意義は、今や極めて明白でありかつ大である。とまれ、これらは單に上掲諸章にのみ止まらず、また全戰國策諸篇に及ぶ重要點と言へるであらう。

〔注〕 1、贊曰、春秋之後、七國並爭、秦兼諸侯、有戰國策。漢與伏秦定天下、有楚漢春秋。故司馬遷據左氏、國語、采世本・戰國策、述楚漢春秋、接其後事、訖于天漢。(漢書卷六十二)

2、世本については、孔穎達が「世本轉寫多誤、其本未必然也。」(春秋左氏傳、宣公二年疏)、「今之世本與選言不同、世本多誤不足依據。故杜以史記爲正也。」(同上昭公三十七年疏)と批判した如く、その傳來に疑義が存したものであり、しかも今日では、漢魏遺書鈔(清王漢編)、幾輔叢書(清王顯編)、槐廬叢書(清孫馮翼編)等所收の内容片々たる輯逸

(二十三頁下段より続く)

れなければならぬとのべているが(公孫丑下)、その討伐しうる人として「爲吏、吏則可以伐之」というだけでは、權力者にとつていくらでも都合よく解釋できるのである。

〔注二〕 夫仁政必自經界始、經界不正、井地不鈎、殺祿不平、是故暴君汚吏必慢其經界、經界既正、分田制祿、可坐而定也(滕文公上)

〔注三〕 孟子曰、仁之實、事親是也。(離婁上)

本を見るにすぎない。

3、蒯通者、善爲長短說、論戰國之權變、爲八十一首。(史記卷九十四)

4、通論戰國時說士權變、亦自序其說。凡八十一首。(漢書卷四十五)

5、羅根澤「戰國策作於蒯通考」・同「同上補證」等、金德建「戰國策作者之推測」(古史辨卷四)參照。(六所收)

6、四庫全書總目に、「今考其書、實宋姚宏校本也。」(史部)とある

如く、高誘注本の舊を留むる書は、宋の姚宏の校本である。そして、この系統の代表書は、清の黃丕烈が姚宏の不備を正し、札記と共に刊行したところの刻川姚氏本戰國策(黃氏選)と目される。

7、「E」は西周策に見えるものであるが、史記秦本紀に、「韓徵甲與粟於東周、君恐云々」とあることから、やはり東周における事態を傳えると考えられる。

8、拙稿「戰國時代人の生命意識について」(東京教育大學文藝部紀要第四輯) (本學助手)

親親、仁也。敬長、義也。(盡心上)

仁之於父子也、義之於君臣也……(盡心下)

仁とは、一般に人間對人間の關係であると説明されるが、それが決して普遍的一般的人間關係を指すものでないことは、右の例文がよく示している。

〔注四〕 增淵龍夫、「中國古代の社會と國家」、第一篇、官僚制の成立とその社會的性格、第一章・戰國官僚の二性格 參照

(大學院博士課程)